

土壤汚染対策法の手引き

令和4年7月1日

千葉市環境局

目 次

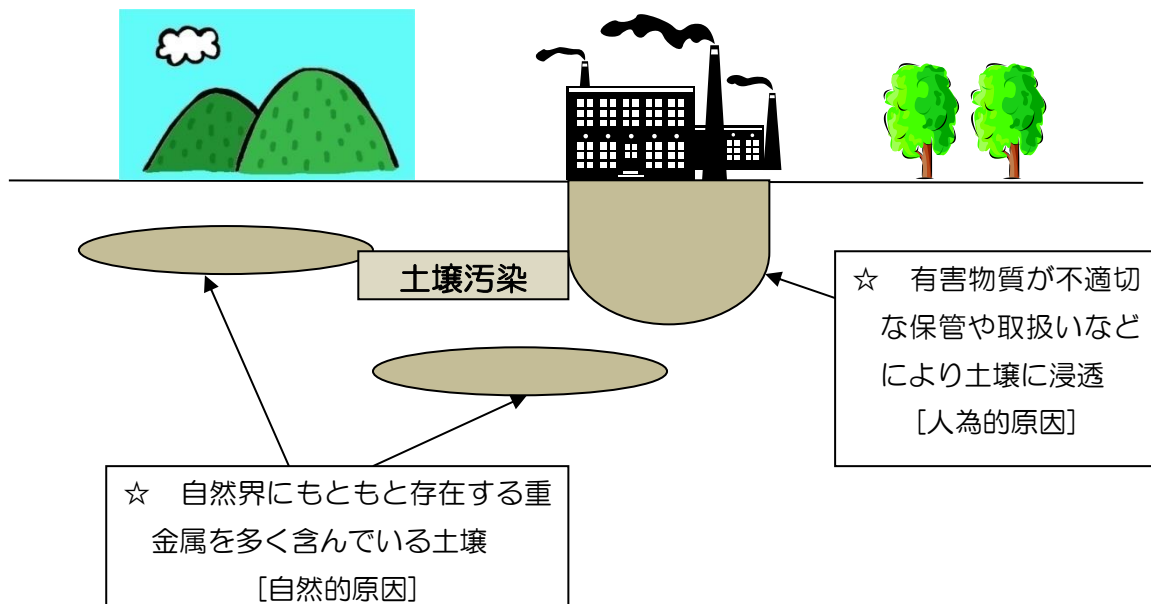
I	土壤汚染とは？	3
II	土壤汚染による健康被害	3
1	土壤汚染による健康への影響	3
2	人への摂取の経路	4
3	土壤の基準値とは？	4
4	基準設定の考え方	6
III	土壤汚染対策法とは	7
1	土壤汚染対策法の対象になるのは？	8
(1)	有害物質使用特定施設の使用の廃止時（第3条）	8
(2)	一定規模以上の土地の形質の変更（第4条）	8
	【掘削とは？】	9
	【盛土は？】	9
	【添付書類は？】	9
	【調査命令が出されるときは？】	10
	要綱の届出は？	10
(3)	土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査（第5条）	11
(4)	指定の申請（第14条）	11
2	土壤汚染状況調査方法の概要	12
(1)	調査対象地の土壤汚染のおそれの把握	12
(2)	調査対象地の範囲	13
(3)	試料採取等を行う区画の選定	13
(4)	調査対象物質の種類ごとに行う試料採取等の種類	14
(5)	試料採取等の概要	14
(6)	汚染のおそれが少ない土地の調査の概要	15
(7)	汚染のおそれがある土地の調査の概要	15
(8)	土壤調査の省略	16
3	土壤調査の結果が基準を超過したとき	18
(1)	区域の指定	18
(2)	指定の解除	19
(3)	汚染の除去等の措置	19
(4)	汚染土壤の搬出	21
(5)	汚染土壤の運搬の概要	21

IV 届出等記載例-----	22
1 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の作成（法第4条）-----	22
（1）提出書類一覧-----	22
（2）作成例-----	23
2 土壤履歴調査結果報告書の作成（要綱第3条）-----	24

土壤汚染対策法の概要

I 土壤汚染とは？

土壤汚染とは、人の活動に伴って排出された有害な物質が、不適切な保管や取扱いにより土壤に浸透して、その濃度が法律等で定められた基準値を超えている状態を言いますが、自然界にもともと存在する重金属を多く含んでいる土壤が基準値を超える場合も指します。



II 土壤汚染による健康被害

1 土壤汚染による健康への影響

土壤汚染による人の健康に係る影響を防止するため、土壤汚染対策法（以下「法」という。）や千葉市土壤汚染対策指導要綱（以下「要綱」という。）により基準や対策等が定められています。

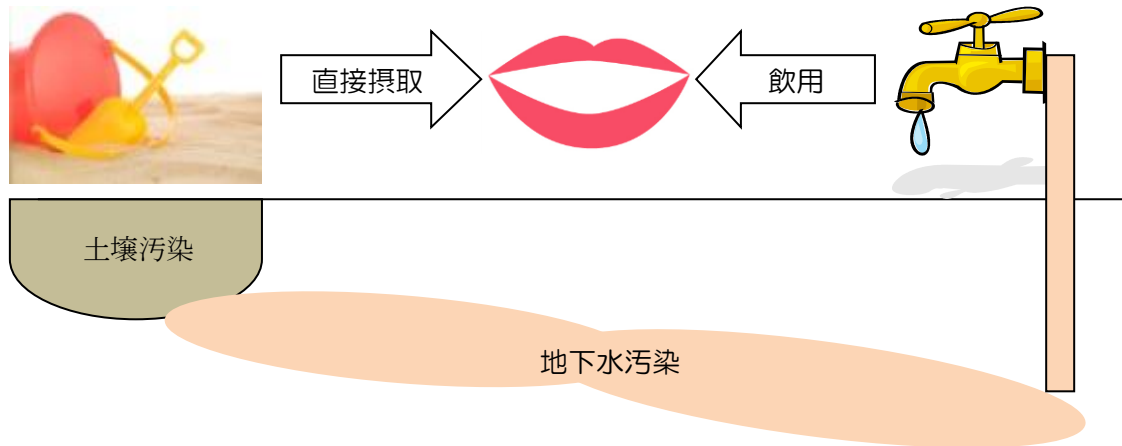
では、土壤汚染による健康への影響とは、どのようなものがあるのでしょうか。

土壤汚染による健康への影響は、大きく分けて2つあります。

- 有害物質を含む土壤が、直接口から入った時の健康への影響
- 土壤から溶け出した有害物質を含む地下水等を飲んだ時の健康への影響

2 人への摂取の経路

人への経路としては、土壌からの直接摂取と地下水等を経由した摂取があります。



直接摂取

手に付いた土や砂ぼこりなどにより、有害物質を含む土壌が直接口から入る経路



直接摂取のリスクのため

土壌含有量基準 が定められています

飲用による摂取

土壌から溶け出した有害物質を含む地下水等を飲んだ時に口から入る経路



地下水等によるリスクのため

土壌溶出量基準 が定められています

3 土壌の基準値とは？

土壌汚染対策法では、人の健康の保護の観点から、有害物質が人の体に取り込まれる経路に着目し、土壌中の有害物質の濃度について「土壌含有量基準」と「土壌溶出量基準」が定められています。

また、物質により「第一種特定有害物質」、「第二種特定有害物質」、「第三種特定有害物質」に分けられています。

土壌溶出量基準

第一種特定有害物質（揮発性有機化合物：12物質）

有害物質の種類	基準値
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン (シス体とトランス体の合計)	0.04 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下

第二種特定有害物質（重金属等：9種類）

有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05 mg/L 以下
シアン化合物	検出されないこと
水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下かつアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.01 mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1 mg/L 以下

第三種特定有害物質（農薬・PCB等：5種類）

有害物質の種類	基準値
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル（PCB）	検出されないこと
有機りん化合物	検出されないこと

土壤含有量基準

第二種特定有害物質（重金属等：9種類）

有害物質の種類	基準値
カドミウム及びその化合物	45 mg/kg 以下
六価クロム化合物	250 mg/kg 以下
シアン化合物	50 mg/kg 以下
水銀及びその化合物	15 mg/kg 以下
セレン及びその化合物	150 mg/kg 以下
鉛及びその化合物	150 mg/kg 以下
砒素及びその化合物	150 mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物	4,000 mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	4,000 mg/kg 以下

4 基準設定の考え方

土壤含有量基準

手に付いた土や砂ぼこりなどにより、有害物質を含む土壤が直接口から入っても、健康に影響を及ぼさないように定められています。

生涯（70年間）で1日あたり0.1グラム（子どもは0.2グラム）

土壤溶出量基準

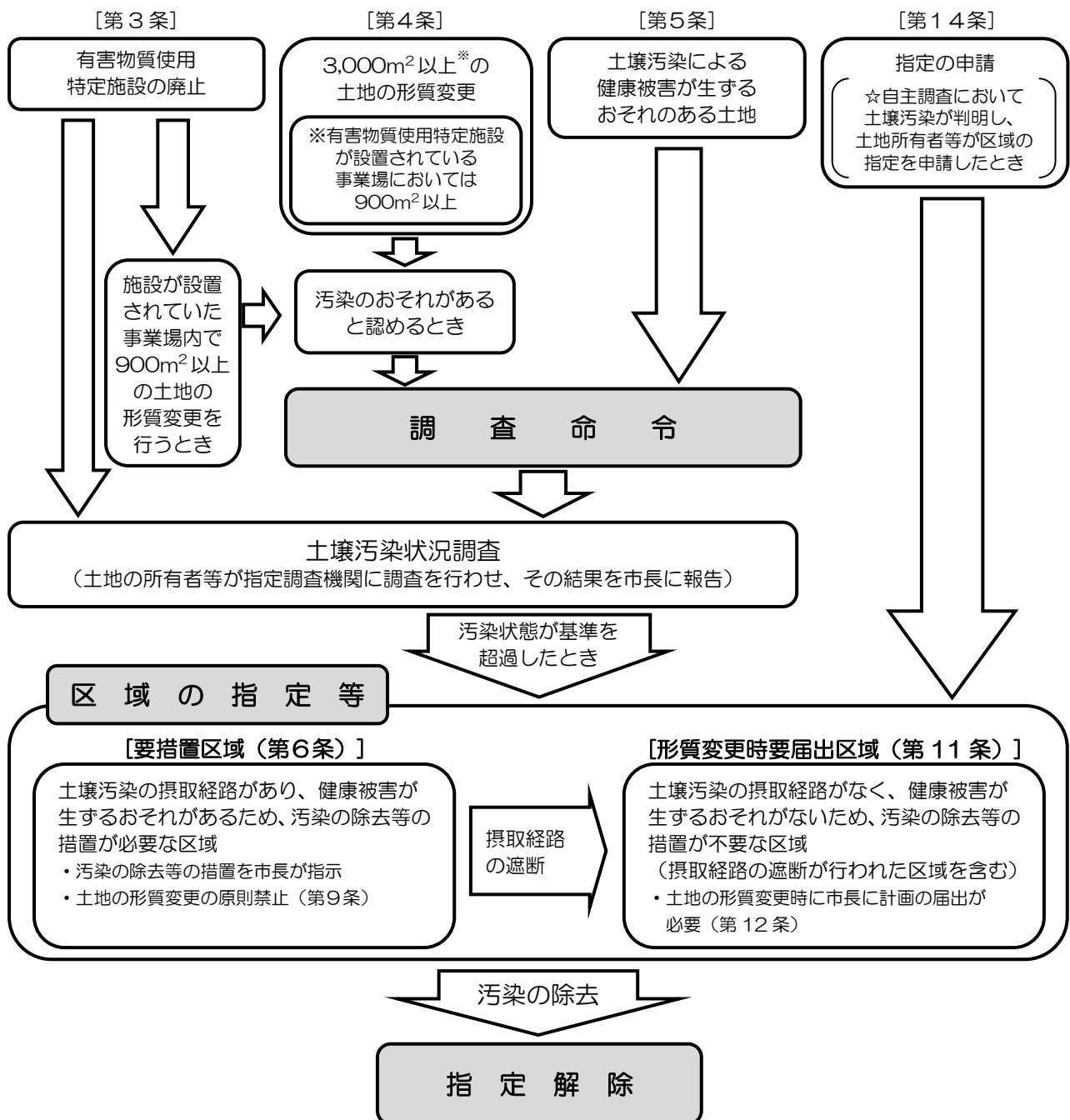
土壤から溶け出した有害物質を含む地下水等を飲み続けても、健康に影響を及ぼさないように定められています。

生涯（70年間）で1日あたり2リットル

Ⅲ 土壤汚染対策法とは

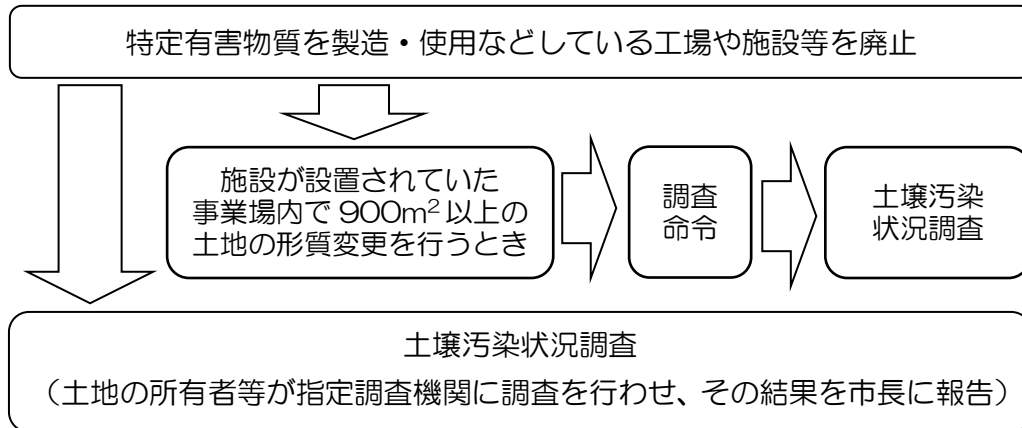
土壤汚染対策法とは、土壤汚染の状況の把握及び土壤汚染による人の健康被害の防止を目的として、平成14年に施行された法律です。同法は、平成22年4月1日、平成30年4月1日及び平成31年4月1日に大幅に改正されました。

改正の概要

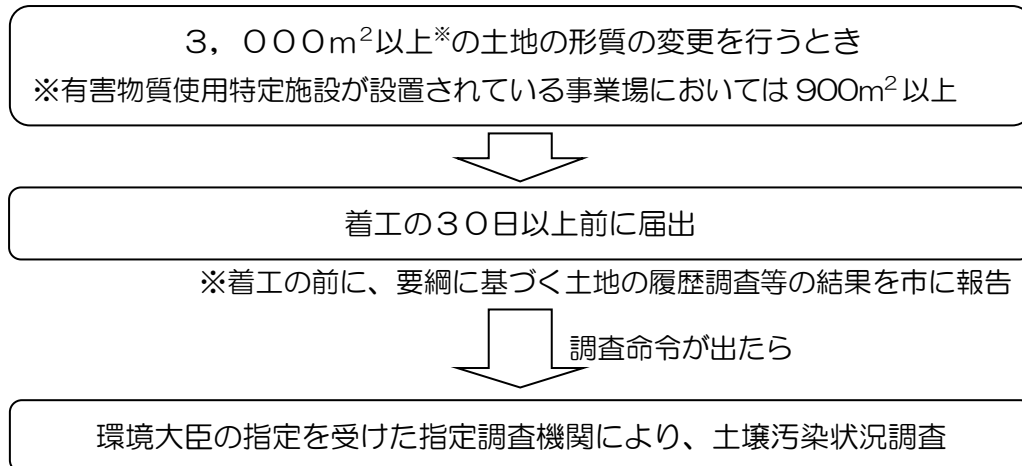


1 土壤汚染対策法の対象になるのは？

(1) 有害物質使用特定施設の使用の廃止時（第3条）



(2) 一定規模以上の土地の形質の変更（第4条）



次のいずれかに該当する行為は、届出の対象となります

- イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること。
- ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
- ハ 土地の形質の変更に係る最も深い部分の深さが、50cm以上であること。

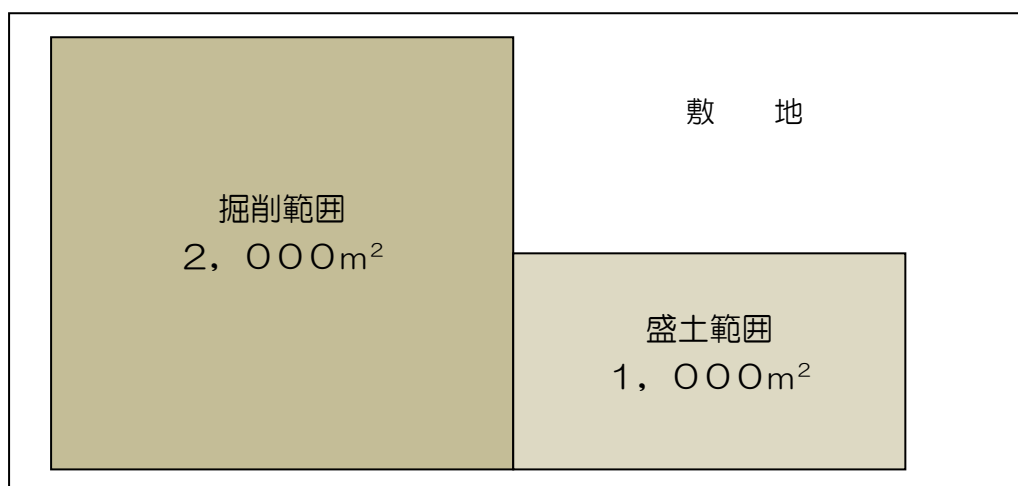
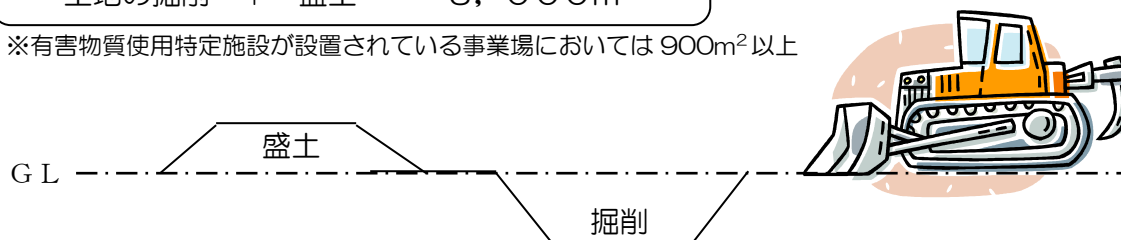
次に掲げる行為は対象とはなりません

- イ 農業を営むために通常行われる行為であって、土壤を区域外へ搬出しないこと。
- ロ 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壤を区域外へ搬出しないこと。
- ハ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更。
- ニ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為。

3,000m²以上*の土地の形質の変更とは？

土地の掘削 + 盛土 = 3,000m²

※有害物質使用特定施設が設置されている事業場においては900m²以上



【掘削とは？】

現状の地盤面を改変する行為全てが対象となります。

例えば、舗装をはがす場合なども、地盤面が変わるので対象となります。



【盛土は？】

掘削した土壌を仮置きする場合も対象となり、合計面積に加えます。

ただし、掘削を伴わず盛土のみの場合は、盛土が行われる土地が汚染されていたとしても、当該土地から汚染が拡散することはないことから届出は不要となります。

【添付書類は？】

① 位置図、② 案内図、③ 土地登記簿謄本、④ 公図、⑤ 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（平面図及び断面図）、⑥ その他必要と認める書類

【調査命令が出される時は？】

土地の形質の変更が行われる土地のうち、いわゆる掘削部分で、その土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして、次の基準に該当する土地です。

- ① 特定有害物質による汚染が土壌溶出量基準及び土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地
- ② 特定有害物質が埋められ、飛散し、流出し、地下に浸透していた土地
- ③ 特定有害物質を製造・使用・処理していた土地
- ④ 特定有害物質が貯蔵・保管されていた土地
- ⑤ その他、②から④までと同等程度に特定有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる場合

要綱の届出は？

千葉市土壌汚染対策指導要綱では、開発行為等をしようとする者は、開発行為等に着手する前に、開発区域の過去の利用状況の調査（以下「履歴調査」という。）を行い、その結果を土壌履歴調査結果報告書（様式第1号）により市長に報告するものとするとしています。

開発行為等とは、次に掲げる行為であって、その行為に係る土地の区域（以下「開発区域」という。）の規模が3,000m²以上であるものをいいます。

- ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為
- イ 土地の掘削その他土地の区画形質の変更（土地の切り盛り、掘削その他土地の造成、建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の区画形質の変更）

☆ 報告書に添付する書類

- 位置図、案内図、公図、土地登記簿謄本
過去の土地の利用状況が分かる書類
 - 不動産登記簿謄本のコピー
 - 地形図、住宅地図、空中写真
 - 現在の対象地及び周辺状況（写真）
 - その他土壌汚染の状況に関する情報
 - ・ 土壌分析自主調査結果 等

(3) 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査（第5条）

市から、土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして、土地の所有者等に対し調査命令が出されたときには、指定調査機関による土壤汚染状況調査が必要となります。

どのような時に命令が出るのか？

次のいずれかに該当する場合

イ 土壤溶出量基準に適合しないか、又は適合しないおそれがあり、地下水汚染が生じているか、又は生じることが確実であり、その土地の周辺にある地下水の利用状況が次の要件に該当する場合

- ・ 地下水が人の飲用として利用されている
- ・ 地下水が水道などとして利用されている
- ・ 地下水が災害時用井戸として利用されている など

ロ 土壤含有量基準に適合しないか、又は適合しないおそれがあり、かつ、の土地に人が立ち入ることができる土地

※汚染の除去等の措置が講じられているか、鉱山の敷地であった土地を除く

(4) 指定の申請（第14条）

土地の所有者等が、自主的に土壤の調査をした結果、土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しないと思われるときは、指定の申請をすることができる。

この場合、申請に係る土地の所有者以外に所有者等がいるときは、その全員の合意を得なければならない。



市長が、申請に係る調査が、公正に、かつ、法で定める方法により行われたものであると認めるときは、要措置区域か形質変更時要届出区域として指定することができる。

要措置区域

- 土壤汚染の摂取経路がある
 - ・ 土壤からの直接経路
 - ・ 地下水からの経路
- 汚染の除去等の措置が必要な区域
- 土地の形質変更の原則禁止

摂取経路
の遮断

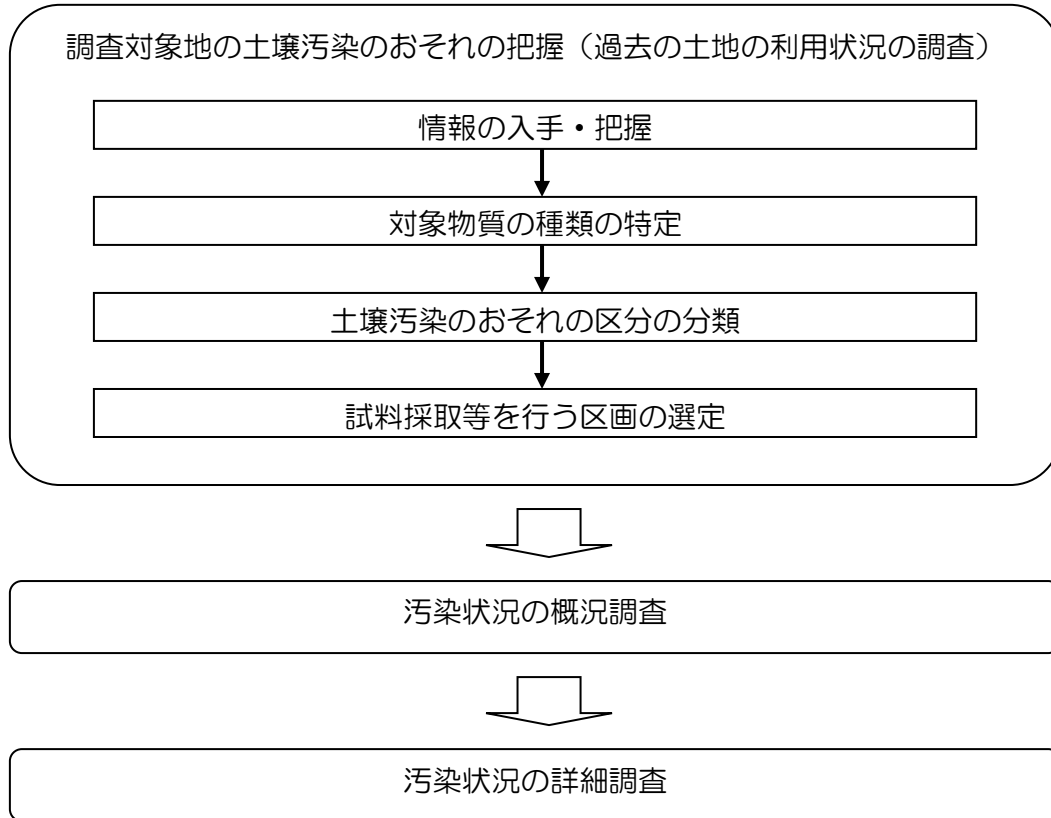
形質変更時要届出区域

- 土壤汚染の摂取経路がない
- 汚染の除去等の措置が不要な区域
- 土地の形質変更時に計画の届出が必要

2 土壤汚染状況調査方法の概要

土壤汚染状況調査は、環境大臣の指定を受けた指定調査機関により行います。

土壤汚染状況調査では、**有害物質の種類、範囲、濃度**を調べます。



(1) 調査対象地の土壤汚染のおそれの把握

調査対象地及びその周辺の土地について、要綱と同様に、不動産登記簿謄本、地形図、住宅地図、空中写真などから土地利用の履歴、特定有害物質の使用の状況について調査し、対象物質の種類の特定や土壤汚染のおそれの区分の分類を行う。

【一般的な汚染のおそれの区分の例】※個別の事業ごとの判断が必要

- イ 土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地
 - ・専ら山林、駐車場、グラウンド、体育館などのみに利用されていた土地
- ロ 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地
 - ・事務所、資材置き場、倉庫、中庭等の空き地など
- ハ イ、ロ以外の土地
 - ・特定有害物質又は特定有害物質を含む固体もしくは液体の埋設が行われた土地か使用又は貯蔵等を行っていた施設の敷地
 - ・上記施設と繋がっている配管及び排水処理施設など

(2) 調査対象地の範囲

- ① 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地であった土地の全ての区域が対象となる。(第3条第1項)
- ② 第4条第3項及び第5条第1項の調査命令における土壤汚染状況調査については、調査対象地の範囲は、市長から示される。

(3) 試料採取等を行う区画の選定

① 単位区画の設定等

○ 起点及び単位区画の設定

調査対象地の最北端の地点(複数ある場合は、そのうち最も東の地点)を起点として、東西南北方向に10m四方の格子状に、調査対象地を区画する。

ただし、調査対象地の境界部分に100m²未満の区画が多数生じ、必要以上に区画の数が多くなる場合があることから、一定の方法により格子の線を回転させることにより、区画される部分の数を減らすことができる。

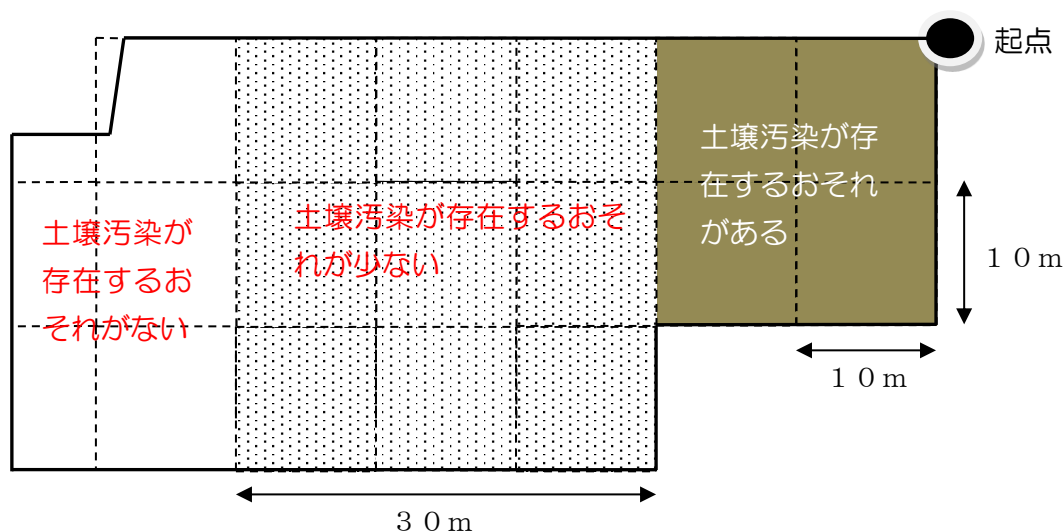
これらの方法により区画された調査対象地を、「単位区画」と呼ぶ。

② 各単位区画ごとに行う試料採取等

イ 土壤汚染が存在するおそれがある単位区画については、100m²単位で試料採取等を行い、すべての単位区画において1地点の試料採取等を行う。

ロ 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地では、900m²(30m格子)に1地点で試料採取等を行い、この結果、土壤汚染が存在することが確認された場合には、その30m格子内において改めて単位区画(100m²)ごとに試料採取等を行う。

ハ 土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地である単位区画については、試料採取等は不要とする。



(4) 調査対象物質の種類ごとに行う試料採取等の種類

分 類	調 査 対 象 物 質	試 料 採 取 等 の 方 法
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,3-ジクロロプロペン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン	土壌ガス調査 (土壌ガス調査において 特定有害物質が検出された 場合には、深部土壌の溶出量 調査を含む。)
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物 六価クロム化合物 シアン化合物 水銀及びその化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物	土壌溶出量調査 及び 土壌含有量調査
第三種特定有害物質	シマジン チオベンカルブ チウラム ポリ塩化ビフェニル (PCB) 有機りん化合物	土壌溶出量調査

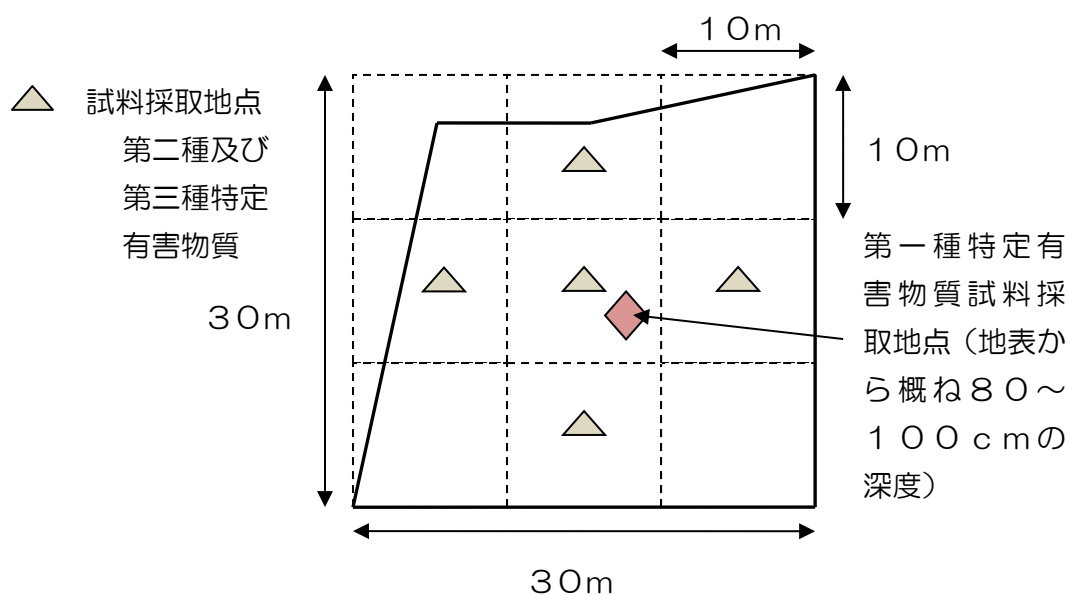
(5) 試料採取等の概要

特定有害物質の種類	第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	第二種特定有害物質 (重金属等)	第三種特定有害物質 (農薬等)
汚染のおそれがある 土地	10m格子内の1地点	10m格子内の1地点	10m格子内の1地点
汚染のおそれが 少ない土地	30m格子内の1地点	30m格子内の 一部対象区画で 5地点均等混合	30m格子内の 一部対象区画で 5地点均等混合
汚染のおそれがない 土地	必要なし	必要なし	必要なし
調 査 方 法	土壌ガス調査 ↓ ボーリング調査 (土壌溶出量調査)	土壌溶出量調査 土壌含有量調査	土壌溶出量調査

(6) 汚染のおそれが少ない土地の調査の概要

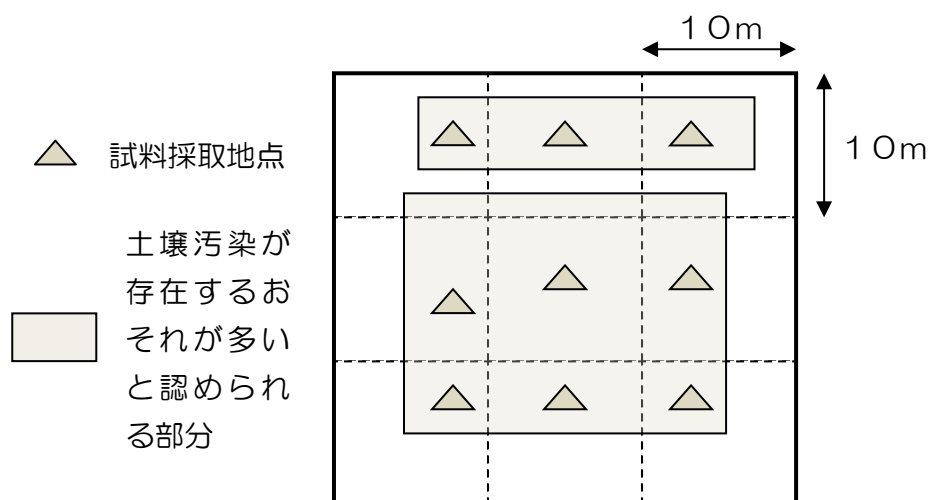
土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地を含む単位区画（以下「一部対象区画」という。）については、900m²単位で試料採取等を行うこととし、30m四方の格子状の区画にある9つの単位区画のうち5つの一部対象区画の各1地点で試料を採取し、これを混合して1つの試料として測定する（5地点均等混合法）。

なお、試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類が第一種特定有害物質である場合については、30m四方の格子状の区画内の1地点で試料採取等を行う。



(7) 汚染のおそれがある土地の調査の概要

「土壤汚染が存在するおそれが多いと認められる部分」とは、有害物質使用特定施設及び関連する配管、地下ピット、排水ます等の当該特定有害物質を使用等する施設の場所又はその周辺である。



(8) 土壌調査の省略

1つ以上の試料採取等区画で土壌汚染の存在が明らかとなった時点で、土地の所有者等が自ら希望する場合には、残りの試料採取等を省略することができる。

調査の過程を省略した場合の汚染状態の評価

省略した調査の過程		基準不適合と判断される特定有害物質の種類	基準不適合とみなされる土地の場所	土壌汚染の状態
調査対象地の土壌汚染のおそれの把握等の省略	地歴調査のすべてを省略	法第3条： 26種すべての特定有害物質 法第4条・5条： 調査命令書に記載された特定有害物質の種類	調査対象地の区域	第二溶出量基準不適合 又は 土壌含有量基準不適合
	試料採取等物質の特定まで実施	試料採取等対象物質	調査対象地の区域	
試料採取等を行う区画の選定等の省略		試料採取等対象物質	調査対象地の区域 対象外区画を除く	第二溶出量基準不適合 又は 土壌含有量基準不適合
試料採取等の省略	土壌ガス調査又は地下水調査、土壌溶出量調査又は土壌含有量調査で1地点以上で土壌汚染が判明したのち試料採取を省略	試料採取等対象物質	調査対象地の区域 対象外区画、土壌ガスが検出されなかった単位区画、地下水基準、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合した単位区画及び基準に適合した30m格子内の一部対象区画を除く	

省略した調査の過程		基準不適合と判断される特定有害物質の種類		基準不適合とみなされる土地の場所	土壌汚染の状態
試料採取等の省略	土壌ガス調査で試料採取等対象物質が検出等された場合（地下水は地下水基準に不適合であった場合）のボーリング調査を省略	ボーリング調査における試料採取等対象物質		土壌ガスが検出された（地下水基準に不適合であった）単位区画（土壌ガスが検出されなかった単位区画及びボーリング調査を行い土壌溶出量基準に適合した単位区画を除く）	第二溶出量基準不適合又は土壌含有量基準不適合
	30m格子内の汚染範囲確定のための試料採取の省略	第一種	30m格子内の試料採取地点で土壌ガスが検出された（又は地下水基準に不適合であった）試料採取等対象物質	土壌ガスが検出された（地下水基準に不適合であった）単位区画と当該30m格子内の一部対象区画（地下水基準に適合した単位区画を含む）	
		第二種及び第三種	30m格子内の試料採取地点で土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しなかった試料採取等対象物質	当該30m格子内の一部対象区画（対象外区画、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合した単位区画及び基準に適合した30m格子内の一部対象区画を除く）	

3 土壤調査の結果が基準を超過したとき

土壤汚染状況調査の結果、土壤汚染の摂取経路や健康被害が生ずるおそれの有無により次の区域に指定されます。

(1) 区域の指定

要措置区域（第6条）

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

1. 土壤の特定有害物質による汚染状態が、土壤溶出量基準に適合せず、周辺の土地にある地下水の利用状況が次のいずれかの地点があること
 - ・地下水を人の飲用に用いる井戸
 - ・地下水を水道用水供給事業若しくは専用水道として用いる取水口
 - ・災害時において地下水を人の飲用として用いる井戸
 - ・地下水基準に適合しない地下水の湧出を原因として、水質汚濁防止法の基準に適合しない水質汚濁を生じている公共用水域の地点
2. 土壤の特定有害物質による汚染状態が、土壤含有量基準に適合せず、人が立ち入ることができる土地
3. 汚染の除去等の措置が講じられていない土地

- 汚染の除去等の措置を市長が指示
- 土地の形質変更の原則禁止（第9条）

形質変更時要届出区域（第11条）

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）

1. 土壤の特定有害物質による汚染状態が、土壤溶出量基準に適合せず、土壤含有量基準に適合している土地。

- 土地の形質変更時に市長に計画の届出が必要（第12条）
- 汚染土壤を区域等外へ搬出する場合は、汚染土壤の処理を汚染土壤処理業者に委託しなければならない。

(2) 指定の解除

汚染の除去等の措置により、指定の事由がなくなると市長が認めるとき。

要措置区域においては、地下水経由の摂取経路の遮断の措置が行われた場合は、形質変更時要届出区域に指定される。

(3) 汚染の除去等の措置

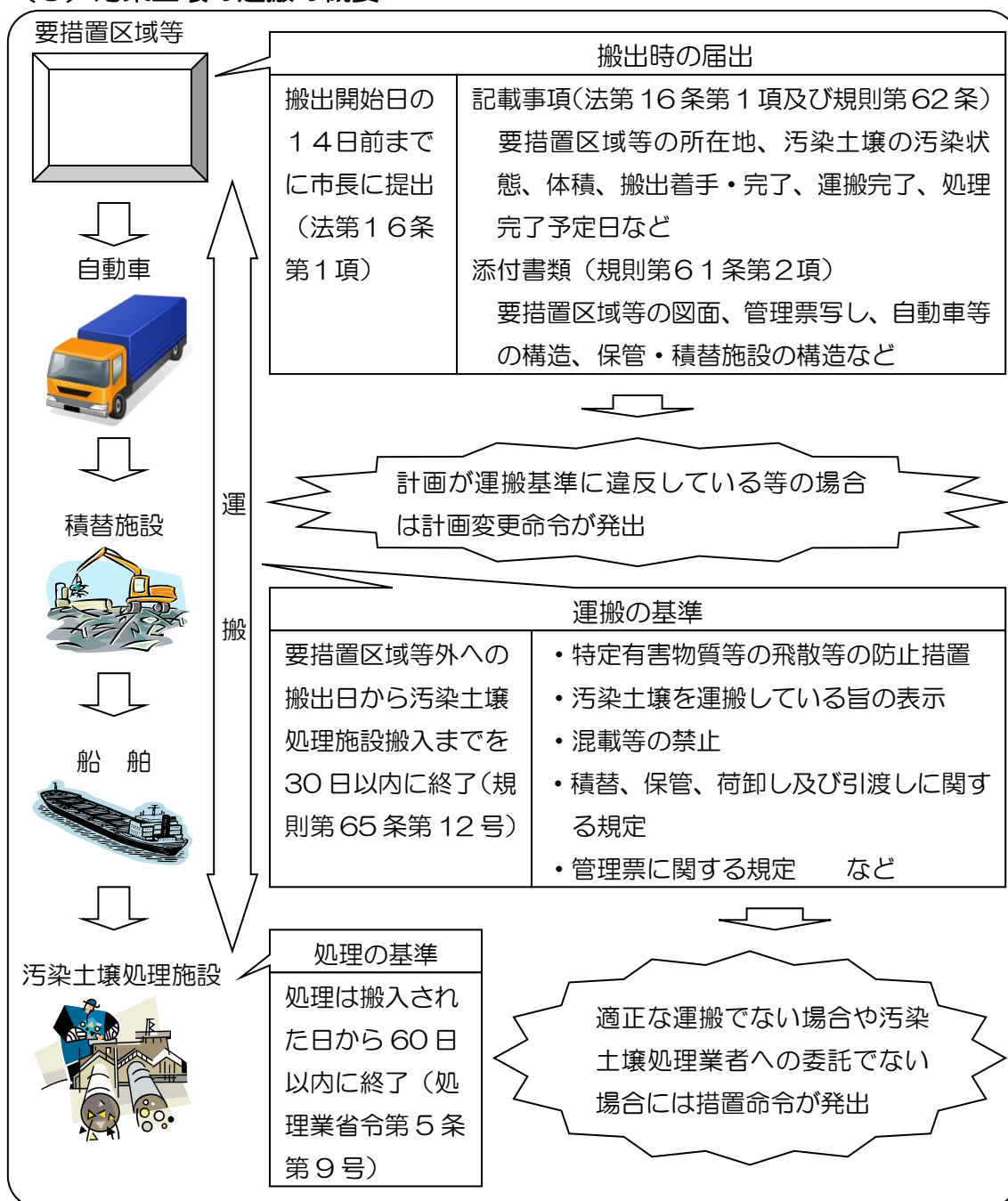
土 地	指示措置	指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置
1 土壤溶出量基準に適合せず、地下水汚染が生じていない土地	地下水の水質の測定	次項から6の項までの左欄に掲げる土地に応じ、それぞれこれらの項の中欄及び右欄に定める汚染の除去等の措置
2 土壤溶出量基準に適合せず、地下水汚染が生じている土地 ＜第一種特定有害物質＞	原位置封じ込め 又は 遮水工封じ込め	イ 地下水汚染の拡大の防止 □ 土壤汚染の除去 ハ 地下水の水質の測定 (土壤の汚染状態が目標土壤溶出量を超えず、地下水の汚染状態が目標地下水濃度を超えない場合)
3 第二溶出量基準に適合せず、地下水汚染が生じている土地 ＜第二種特定有害物質＞	原位置封じ込め 又は 遮水工封じ込め	イ 遮断工封じ込め □ 地下水汚染の拡大の防止 ハ 土壤汚染の除去
4 土壤溶出量基準に適合せず、地下水汚染が生じている土地 ＜第二種特定有害物質＞ (前項に掲げる土地を除く)	原位置封じ込め 又は 遮水工封じ込め	イ 不溶化 □ 遮断工封じ込め ハ 地下水汚染の拡大の防止 ニ 土壤汚染の除去 ホ 地下水の水質の測定 (土壤の汚染状態が目標土壤溶出量を超えず、地下水の汚染状態が目標地下水濃度を超えない場合)
5 第二溶出量基準に適合せず、地下水汚染が生じている土地 ＜第三種特定有害物質＞	遮断工封じ込め	イ 地下水汚染の拡大の防止 □ 土壤汚染の除去
6 土壤溶出量基準に適合せず、地下水汚染が生じている土地	原位置封じ込め	イ 遮断工封じ込め □ 地下水汚染の拡大の防止

土 地	指示措置	指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置
<p>＜第三種特定有害物質＞ （前項に掲げる土地を除く）</p>	<p>又は 遮水工 封じ込め</p>	<p>ハ 土壤汚染の除去 ニ 地下水の水質の測定 （土壤の汚染状態が目標土壤溶出量を超えず、地下水の汚染状態が目標地下水濃度を超えない場合）</p>
<p>7 土壤含有量基準に適合しない 土地＜第二種特定有害物質＞ （乳幼児の砂遊び若しくは土遊びに日常的に利用されている砂場若しくは園庭の敷地又は遊園地その他の遊戯設備により乳幼児に屋外において遊戯をさせる施設の用に供されている土地であって土地の形質の変更が頻繁に行われることにより次項若しくは9の項に定める措置の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められるものに限る。）</p>	<p>土壤汚染 の除去</p>	<p>イ 舗装 □ 立入禁止</p>
<p>8 土壤含有量基準に適合しない 土地＜第二種特定有害物質＞ （現に主として居住の用に供されている建築物のうち地表から高さ50cmまでの部分に専ら居住の用に供されている部分があるものが建築されている区域の土地であって、地表を50cm高くすることにより当該建築物に居住する者の日常生活に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの限り、前項に掲げる土地を除く。）</p>	<p>土壤 入換え</p>	<p>イ 舗装 □ 立入禁止 ハ 土壤汚染の除去</p>
<p>9 土壤含有量基準に適合しない 土地＜第二種特定有害物質＞ （前二項に掲げる土地を除く。）</p>	<p>盛土</p>	<p>イ 舗装 □ 立入禁止 ハ 土壤入換え ニ 土壤汚染の除去</p>

(4) 汚染土壌の搬出

要措置区域等内の土地の土壌（指定調査機関が搬出汚染土壌の調査を行い、特定有害物質による汚染状態が基準に適合すると都道府県知事が認めた土壌を除く。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の14日前までにその旨を届け出なければなりません（法第16条第1項）。

(5) 汚染土壌の運搬の概要



IV 届出等記載例

1 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の作成（法第4条）

（1）提出書類一覧

ア 届出書
（ア）一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第6）
（イ）添付書類
・位置図、案内図
・土地登記簿謄本、公図（届出日から直近3か月以内のもの）
・平面図 切土と盛土の各面積を記載してください。また、切土を行う範囲と盛土を行う範囲が分かるよう図示してください。 （掘削した後に盛土する範囲は掘削とする。）
・断面図 現況地盤面からの最大掘削深度の地点が分かるよう図示してください。
イ 土地の履歴調査結果等
法第4条第2項により、土地の形質の変更時の届出と併せて、土壤汚染状況調査結果報告書を提出できます。 <u>（指定調査機関が法第3条第1項の環境省令で定める方法により調査したものに限る。）</u> 法第4条第2条による報告を行わない場合、要綱に基づく土壤履歴調査結果報告書を提出してください。

※ 土地の形質の変更の範囲に、要措置区域及び形質変更時要届出区域は含まれません。

※ 公図の写しの枚数が多い場合は、全体の地番が分かるように1枚程度にまとめた図も添付してください。

(2) 作成例

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

作成例

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

令和〇年 〇月 〇日

千葉市長 殿

届出者 **氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名**

↓法第4条の届出の場合2重取消線で消してください

第3条第7項
第4条第1項
土壤汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次の

とお届け出ます。

↓地番表示です。複数筆で書ききれない場合は別紙一覧表としてください。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	千葉市〇区〇町〇番、〇番、〇番、…	
土地の形質の変更の場所	別紙のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	面積〇〇㎡(掘削〇〇㎡、盛土〇〇㎡) 深さ〇〇m(最大掘削深度)	
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇年〇月〇日	
法第3条第1項の ただ 受け て法第3条第7項 の規定による土地 の形質の変更をする 場合	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	届出日から30日以降で、最初に土地の形質の変更を行う日を記入します(届出日不算入)
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設の種類	分割して提出する場合は、全体面積と今回提出面積が分かるよう記載してください。 〇〇㎡(全体面積〇〇㎡)
	有害物質使用特定施設の設置場所	有害物質使用特定施設の設置されている事業場において、900㎡以上の形質の変更を行う場合は記載してください。
	特定有害物質の種類	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 土壤履歴調査結果報告書の作成例（要綱第3条）

様式第1号（第3条第2項関係）

令和〇年 〇月 〇日

土壤履歴調査結果報告書

（あて先）千葉市長

報告者 **住所(所在地)**

氏名(名称及び代表者氏名)

この報告
の取扱者 **職・氏名**

連絡先電話番号

(連絡先電子メールアドレス)

@

千葉市土壤汚染対策指導要綱第3条第1項の規定により、次の開発区域又は工場等の敷地等について過去の利用状況の調査を実施しましたので、同条第2項の規定により、その結果を報告します。

開発行為等又は工場等の名称	(例)〇〇〇〇計画
開発行為等又は工場等の所在地	千葉市〇〇区〇〇町〇番、〇番、…
調査結果	別紙のとおり

※ 法第4条第2項に基づく土壤汚染状況調査報告書を提出する場合は、作成不要です。

別紙作成例

土壤履歴調査結果報告書等の提出について(例)

1 目的

本報告等の提出は土壤汚染の状況に関する情報の内容を審査し、当該土地における土壤汚染の可能性の有無を確認することを目的とする。

2 開発行為等の名称 **〇〇〇建設計画**

3 調査対象地 **千葉県〇〇区××町△△番、△△番**
※〇〇図参照(←案内図など)

4 調査対象地の面積 **〇〇㎡**
※〇〇図参照(←調査対象地の公図を

形質の変更を行う範囲に合わせて設定してください。

5 調査実施機関
(株)〇〇〇〇 (←報告書を作成した会社名)

6 調査期間
令和〇〇年××月△△日～令和〇〇年××月△△日

7 現在の対象地及び周辺の土地利用の状況

(1) 対象地

〇〇、〇〇として利用されている。

(2) 対象地周辺

〇〇、〇〇として利用されている。

8 土地利用の履歴調査結果

年代	対象地の土地利用の状況	対象地の土壌汚染の可能性	根拠資料
昭和〇年	山林	なし	航空写真
昭和〇年	畑	なし	登記簿謄本
平成〇年	畑	なし	航空写真
令和〇年	畑	なし	現況写真

9 評価(まとめ)

履歴調査の結果、対象地は昭和〇年頃から昭和〇年頃まで山林、昭和〇年頃から現在まで畑として利用されており、特定有害物質等を使用及び保管等していた履歴は確認されなかった。よって、調査対象地において土壌汚染のおそれはないと考える。

10 今後の予定について

汚染のおそれがない場合の記載例です。

〇〇年〇〇月〇〇日より〇〇を開始予定。

(※土壌汚染のおそれがある場合は土壌調査の計画について記載する。)

添付資料

- 1 土地(不動産)登記簿謄本のコピー
- 2 地形図
- 3 住宅地図
- 4 空中写真
- 5 現在の対象地及び周辺状況(写真)
- 6 その他土壌汚染の状況に関する情報
・土壌分析自主調査結果 等

報告書を作成するうえで、参考とした根拠資料を記載し添付してください。過去の土地所有者等にヒアリングを行った場合は、その結果を添付してください。

調査結果については、情報開示請求の対象となります。また、調査結果の内容によっては法第4条第3項の調査命令が発出されることがあります

お問い合わせ先等

《様式等》

土壤汚染対策法や千葉市土壤汚染対策指導要綱などの届出様式等はホームページからダウンロードできます。

千葉市 環境規制課 法令等の届出書

検索 

《土壤汚染対策法の詳細及び汚染土壤処理業者一覧》

土壤汚染対策法の詳細について

環境省 土壤汚染対策法

検索 

汚染土壤処理業者について

環境省 汚染土壤処理業者

検索 

指定調査機関について

環境省 指定調査機関

検索 

《お問い合わせ先》

環境規制課 地下水・土壌班

電話 : 043-245-5196

FAX : 043-245-5581

E-mail : kankyokisei.ENP@city.chiba.lg.jp